エコドライブシミュレーター貸出要領

1　目的

この要領は、エコドライブの普及啓発を推進するため、県が鳥取県地温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）へ貸与したエコドライブシミュレーター（Ｈｏｎｄａセーフティナビ）一式（以下「シミュレーター」という。）の貸出しについて、必要な事項を定める事を目的とする。

2　貸出対象者

貸出対象者は、県内の各市町村、自治会、企業その他の団体とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。

（１）　個人へ貸し出す場合
（２）　県外で使用する場合
（３）　借用期間が３日を超える場合
（４）　目的外に使用する場合
（５）　宗教活動で使用する場合
（６）　営利目的で使用する場合

3　貸出しにかかる費用負担

（１）シミュレーターの貸出しにかかる運搬費用、鳥取県地球温暖化防止活動推進員の旅費・報酬については、センターが負担するものとする。
（２）シミュレーターの返却にかかる運搬費用については、借用者が支払うものとする。
（３）貸出料は、無料とする。

4　借用手続

（１）シミュレーターの借用を希望する者は、借用希望期間開始の日の２週間前までに、借用申込書（様式第１号）をセンターに提出するものとする。
（２）センターは、（１）の借用申込書を受け付けたときは、借用希望期間内に他のシミュレーターの貸出し予定がなく、この要項に定める事項に照らして、問題ないと判断した場合には、貸出を許可するものとする。
（３）センターは、（２）の許可をしたときは、貸出許可書（様式第２号）を借用者に交付するものとする。

5　貸出時の確認

センターは、シミュレーターの貸出時及び返却時に必ず動作確認を行うものとする。

6　貸出条件

（１）借用者は、貸与期間中、シミュレーターの管理責任があり、譲渡、転貸、処分、目的外使用等はできません。
（２）故意又は過失により借用したシミュレーターを故障させ、又は損壊させた場合は、その状況を速やかにセンターに連絡すること。また修理等に要した費用については、借用者が負担すること。
（３）シミュレーターを返却する際は、付属品を含め貸出時と同様の状態で返却すること。
（４）シミュレーターは返却予定日までに必ず返却すること。
（５）シミュレーターに係るソフトウェアの複製を禁止する。

7　その他の事項

この要領に定めのない事項又はこの要領に関し疑義を生じた事項については、県とセンターで協議を行い決定するものとする。

（様式第１号）

平成　　年　　月　　日

借　用　申　込　書

鳥取県地球温暖化防止活動推進センター様

住　所

氏　名　　㊞
（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

甲（　　）は、下記のとおり、乙（鳥取県地球温暖化防止活動推進センター）が管理するエコドライブシミュレーターを以下のとおり借用します。
借用に当たっては、注意事項を遵守し、故意又は過失により借用した機器を故障させ、又は損壊させたときは、その状況を速やかに乙に報告し、甲の負担で修理等を行います。

1　借用物品名：　エコドライブシミュレーター　一式

2　使用目的：

3　借用期間：平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日まで
（返却予定日：平成　　年　　月　　日）

4　必要事項記入欄

フ リ ガ ナ	
担当者氏名	
住　所	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

※ご記入いただいた情報については、事業の目的以外には使用しません。

センター記入欄

受付日	局　長	事務局

＜下記注意事項が使用条件となります。よく読んで同意の上、お申し込みください。＞

・申し込みは原則として貸出希望日の 10 日前までに行ってください。
・エコドライブシミュレーター（以下「シミュレーター」という。）の貸出しは、シミュレーターの使用及びシミュレーターの使用されるイベントが無料で行われることを条件とします。
・取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。
・貸与したシミュレーターの組立て及び再梱包は借用者の責任で丁寧に行ってください。
・センターはシミュレーターの使用によって発生した事故及びその他事故に類する事象に対する責任は負いません。
・借用者は貸与期間中、シミュレーターの管理責任を負っていただきます（資産の改変、譲渡、転貸、処分、目的外使用等はできません）。
・故意又は過失により借用したシミュレーターを故障させ、又は損壊させた場合は、その状況を速やかにセンターに連絡してください。
・シミュレーターを返却する際は、付属品を含め貸出時と同様の状態で返却してください。
・シミュレーターは返却予定日までに必ず返却してください。
・シミュレーターに係るソフトウェアの複製を禁止します。

（様式第２号）

平成　　年　　月　　日

貸　出　許　可　書

様

鳥取県地球温暖化防止活動推進センター

平成　年　月　日付の借用申込書により申し込みがあったエコドライブシミュレーターの借用について、下記の期間で貸与します。なお、借用に当たっては注意事項を遵守し、故意又は過失により貸与した機器を故障させ、又は破損させたときは、その状況を速やかに鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに報告し、借用者の負担で修理することとします。

1　貸与物品名：　エコドライブシミュレーター　一式

2　使用目的：

3　貸与期間：平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日まで
（返却予定日：平成　　年　　月　　日　　※返却予定日は遵守してください。）

4　注意事項

・エコドライブシミュレーター（以下「シミュレーター」という。）の貸出しは、シミュレーターの使用及びシミュレーターの使用されるイベントが無料で行われることを条件とします。
・　取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。
・　貸与したシミュレーターの組立て及び再梱包は借用者の責任で丁寧に行ってください。
・　センターはシミュレーターの使用によって発生した事故及びその他事故に類する事象に対する責任は負いません。
・　借用者は貸与期間中、シミュレーターの管理責任を負っていただきます（資産の改変、譲渡、転貸、処分、目的外使用等はできません）。
・　故意又は過失により借用したシミュレーターを故障させ、又は損壊させた場合は、その状況を速やかにセンターに連絡してください。また借用者の負担により、修理等を行ってください。
・　シミュレーターを返却する際は、付属品を含め貸出時と同様の状態で返却してください。
・　シミュレーターは返却予定日までに必ず返却してください。
・　シミュレーターに係るソフトウェアの複製を禁止します。